

論 説

カナダにおける国家と宗教の関係

——歴史的に見た考察——

加 藤 普 章

I イントロダクション

筆者はこれまでカナダの連邦制や憲法の研究について考察を重ねてきた。⁽¹⁾ またこうした制度や受け皿がどのように多元的な社会の特質を反映し、平和的な共存を可能しているか、いくつかの事例を取り上げてきた。具体的にはイギリス系カナダとフランス系カナダという二つの民族集団の共存であり、先住民の自治政府や独自な権利の要求であり、また最近では多文化主義の是非をめぐるさまざまな動きを取り上げてきた。⁽²⁾

しかし、正直などころ宗教については、筆者にとり大きな争点としてこれまで取り上げることがなく、関心の対象からは基本的には外れていたと認識せざるを得ない。しかし、米国の政治を見れば、キリスト教原理主義の思想や運動が米国政治に大きな影響を与えており、また政教分離という学問的にも重要なテーマとして位置づけられている。宗教という要素を抜きにして米国政治の現状を考察することはあまり現実的ではない、ということも言えよう。⁽³⁾

それではカナダにおいて宗教はなぜ見えない争点としてこれまで考えられてきたのであろうか。カナダ研究という観

カナダにおける国家と宗教の関係

点から宗教についてどのように考えられていたのか、ここで簡単に概観してみよう。言うまでもなく、最大の課題として浮び上がるのがケベック州の存在である。フランス系カナダ人が多数を占めるケベックは一九六〇年代から近代化を進め、次第にその独自性を強めてきた。ケベック州の分離・独立を主張するケベック党が一九七六年には政権を掌握し、一九八〇年代以降には分離主義のシナリオがより現実化してきた。一九八〇年五月には分離・独立をめぐる最初の州民投票が行われたが、反対派（五九・六%）が賛成派（四〇・四%）を押さえて、一段落するかと思われた。他方、連邦政府はケベックの分離主義に対抗するための手段を打ち出し、憲法改正を大きな政策目標として掲げていた。カナダは一八六七年に連邦を結成し、その成文憲法として「英領北アメリカ法」（省略してBNA法と呼ぶ）を制定していた。しかし、改正手続きが不備なことや人権規定がないことなど近代国家の憲法としてはいささか不十分な憲法であった。そのため、憲法としてBNA法の不備などころを改める必要性が認識されていた。またケベックの要求を盛り込んだ憲法にすることも期待されていた。

ところで、BNA法には憲法改正の具体的な手続きが明示されていなかつたので、どのような手続きで改正を進めるか、ということで合意が存在していなかつた。つまり憲法の内容に加えて、改正手続きそのものが政治的な対立を呼び起こす状況にあつた。憲法改正の手続きについては、連邦結成以来、テクニカルな意味で当事者間（連邦政府と州政府）の合意により、ケースバイケースで進められてきた。BNA法には改正手続きが明示されていなかつたが、当事者間の合意が可能であれば、改正を行うことができたのである。⁽⁴⁾

それでは連邦政府はケベックの合意を取り付ければ、憲法改正を進めることができたのであろうか。実はケベックを除く九つの州（ただし例外として東部沿海部のニュー・ブランズウィックでは仏系が州人口の約三割を占める、以下NBと省略）においては英語系が多数を占めており、ケベックへの大幅な譲歩を認めることには反対意見が強かつた。さ

らに西部カナダ（特にアルバータ州）では石油資源を背景にして連邦政府に對して、強い立場を主張していた。このため、連邦政府はケベックへの対応に止まらず、残りの九つの英語系の州への配慮も求められていた。

こうした政治情勢を念頭に置き、カナダの連邦制度や連邦・州関係への學問的関心が一九八〇年代以降に急速に高まっていた。当時の學問的関心をまとめたテキストやガイドをここで紹介してみたい。まずロジャー・ギビンズという西部カナダを代表する政治学者による入門書（専門書ではないが、カナダ政治を分かり易く説明したテキスト）では、六つの論点が取り上げられ、コンパクトに議論が集約されている⁽⁵⁾。六つの論点とは言語政治、地域主義の政治、配分政策、対米関係、連邦政府と州政府の関係、そして統合能力に疑問符をつけられた政党になる。オタワとケベックの関係については、言語、地域主義、連邦政府と州政府との関係などでも触ることになるが、宗教そのものがこうした議論に登場することは無かつたようである。英語系カナダとフランス系カナダの関係は主に言語の問題に集中し、宗派間の対立や紛争ということは表面に出でてきていらないように思われる。

学問領域別に見たカナダ研究入門、というガイドとしてニューヨーク大学出版会から刊行された『カナダを理解する』によれば、七つの章（学問領域）による研究のガイドが示されている。具体的には七つの領域は地理学、歴史、政治学、経済学、人類学、文学、そして国際政治学であり、研究や理解のポイントが簡潔にまとめられている⁽⁶⁾。もちろん、これで十分ではないし、個人的には社会学、法学・憲法からのガイドも欲しいところである。しかし宗教とか政教分離といいうような観点からの考察や分析はほとんど無く、このガイドを手にした一九八〇年代初頭、筆者もその必要性を感じなかつたように記憶している。

一九八二年には新しい憲法が制定され、それ以後、BNA法が抱えていた大きな問題点はとりあえず解消されることになる。ただし、一九八二年の憲法改正に乗り遅れたケベック（ケベック州政府は一九八一年憲法を政治的に認めず、

連邦政府とケベック以外の九つの州の合意のみでスタートした)をどうするかで憲法論議の別のラウンドが一九八二年から一九九二年まで継続した。二回ほどケベックの要望を盛り込んだ憲法改正案(一九八七年と一九九二年)が連邦首相と州首相の間で成立して合意を目指したが、残念ながら二回とも全国的な合意を得られず、不成立に終わった。結局、ケベックの独自性については憲法において認められることなく、フランス系カナダ人の不満はその後も残ることにつた。

一九九五年にはカナダ政治に関する重要な論文集をまとめたC・ダン編集のテキストが刊行された。このテキストは八つのテーマを選び、それぞれ賛成派と反対派(あるいは擁護派と批判派)による短い論文をまとめたものである。⁽⁷⁾この時点では一九八一年憲法はすでに成立しているので、カナダ憲法の改正はどうあるべきか、というような議論は以前よりも必要がない(低下した)と思われる。それではダンの本ではどのようなテーマが選ばれているのだろうか。まず憲法関係では二つのテーマが選ばれている。一つは先住民の自治政府の意義についてのテーマ(第1章・先住民自治政府という固有の権利は存在するか)であり、一九八一年憲法で新しく認められた先住民の権利をどのように理解するかがポイントになつていて。もう一つは一九八一年憲法で明文化された人権規約の是非について(第2章・カナダ憲章は重要か)である。ついで連邦制度や連邦・州関係について触れるテーマが二つある(第3章・カナダの州は必要以上に権限を有するか、第5章・カナダは根本的な制度改革を必要とするか)。連邦政府と州政府の権限配分については連邦結成以来、多少の変化はあるとしても、一九八一年憲法では大きな修正を盛り込んでいない。そのため、連邦政府と州政府の権限配分や両者の関係は依然として大きな政治課題として残っていたと言えよう。

ケベック関連では二つのテーマが取り上げられている(第4章・カナダとケベックは相互に相手を必要としているか、第8章・カナダは二言語公用語政策を必要としているか)。そして思想的、イデオロギー的な観点からのカナダ政治の再

検討というテーマが第6章で取り上げられている（カナダの社会民主主義に未来はあるか）。カナダは一八六七年の連邦結成以来、連邦レベルでは保守党と自由党による政権交代が展開されてきたが、社会民主主義政党（新民主党＝NDP）による統治を経験していない。そこで州レベル（特にオンタリオや西部カナダ）では政権政党として実力を發揮している社会民主主義が連邦レベルでも必要かどうかがここで論じられている。最後には米国との経済統合をさらに強化するかどうかが第7章で取り上げられている（カナダの国益は北米経済統合により保障されるか）。アメリカとカナダに加え、メキシコという三ヶ国の自由貿易体制を推進するNAFTAという協定が一九九四年一月から発効し、カナダは北米大陸の中で経済成長を求める路線を選んだことについての是非をここで論じている。しかしダンの本でも宗教と政治というテーマは取り上げられていない。

それぞれのテキストや専門書は時代の変化や論争を反映しているが、政治学の領域において、宗教対立や宗教を単独の争点として取り上げていないことは明らかと思われる。

II 宗教に関する研究動向

前節ではカナダの政治と憲法がきわめて活発に議論された一九八〇年代から一九九〇年代において、どのようなテーマが取り上げられたかをごく簡単に紹介した。これらは筆者の個人的な印象であり、感想になるが、宗教と政治をダイレクトに結びつけた議論は少なかつたということになろう。しかし、宗教そのものを対象とした研究は存在しており、低调であったということをここで主張するものではない。

そこで筆者がフォローしている範囲での比較的新しい研究を幾つか紹介してみたい。まずカナダにとり、キリスト教が長い間、最も有力でビジブルな宗教であつたことから、歴史的発展を考察した研究が最初の手がかりとなろう。T・マーフィーとR・ペーリンという二名の編者による本では、フランス系カナダの教会の歴史、そしてイギリス系カナダの教会の歴史を時代別に分けてまとめた論文が収録されている。⁽⁸⁾フランス系カナダにとつての時代区分は、ニュー・フランスがイギリス軍の攻撃を受けてイギリスの支配下に入る一七六〇年まで（第1章）、そしてアッパー・カナダとロワー・カナダが統一される一八四〇年まで（第2章）、そして一八四〇年以降（第4章）となつている。他方、イギリス系カナダの時代区分は、イギリス国教会を公的に優遇してきた制度を廃止する一八五四年まで（第3章）、そして特定の宗派を優遇しないで平等な取り扱いを開始した一八五四年以降（第5章）となつてている。一八五四年はその意味でイギリス系カナダのプロテスタンントにとり分水嶺となる重要な変化の時期であるが、他方、一八六七年の連邦結成時には教育に関する二つの州（オンタリオとケベック）においてプロテスタンントとカトリックという二大集団の権利を優遇する、という複雑な対応を取つた。キリスト教の歴史も憲法や政治の動きと連動しているので、やや理解しにくいポイントと

言えよう。

ついで宗教団体を取り巻く法律や制度についてまとめたM・H・オジルヴィーの研究は包括的で優れたものと思われる。彼女は首都オタワにあるカールトン大学の教授であり、また二つの州（オンタリオとノヴァ・スコシア）の弁護士資格を持つという実務にも強い法律学者である。内容から分類すると、彼女の分析は宗教学というよりは宗教に関係する憲法や法律からのアプローチによる研究である。⁽⁹⁾構成としては教会と国家の関係についての歴史的展開（第1章から第3章）に始まり、憲法や刑法との関係や教育、そして家族法や医療など各論についての考察がまとめられている。

カナダの民族・人種構成が多様化するにつれて、宗教人口の構成も多様化しつつある。この変化に焦点を当てた研究がコンコード・ディア大学の社会学者であるロリー・ビーマン編集による研究である。⁽¹⁰⁾この本の副題が示すように、カナダの宗教について「伝統」、「変化」、そして「革新」という三つのメインテーマを設定し、それぞれ代表的な論文を収めている。伝統のところではカナダだけに止まらず、国際比較の立場からの論文もあり、便利なガイドである。また革新の部ではカルト、インターネット、イスラム教徒のベール、そして妊娠中絶手術の是非など新しい動きが紹介されて分析されている。最後になるがリチャード・ムーン（ワインザー大学法学部）はカナダにおける宗教を憲法や法律という観点から論文をまとめた本『カナダにおける法律と宗教的な多元性』⁽¹¹⁾を刊行している。信教の自由に関する興味深い事例研究（シャーリア法や同姓婚など）に加え、理論研究などが收められている。巻末には詳細な索引もあり、複雑な現在の状況を理解するには貴重な手引きとなろう。

日本語による文献はあまり存在しないが、憲法学者の富井幸雄による一連のカナダ宗教の研究はパイオニア的な意義があろう。富井の論文ではカナダにおける歴史的な流れを概説し、政教分離に関する考察や信教の自由や教育についての考察がまとめられている。⁽¹²⁾

III カナダにおける国家と宗教の関係

こうした先行研究の成果を踏まえ、筆者はこの論文においてカナダの宗教と政治の関係を考察してみたい。カナダにとり、宗教がどのような意味を持つのかをすこし広い文脈で考えるためである。この節において連邦結成までの歴史的展開の中で四つに論点を絞り、筆者なりの整理を行つてみたい。

1 宗教人口の歴史的变化

表1から分かるように、カナダにおけるキリスト教の宗派は意外と多様性に富んでいる、という事実である。カナダがイギリスの植民地であったという歴史的過去を鑑みると、宗派別人口でも一般的に国教会が多数派を占めるのではという印象が強いだろう。しかし、これは二重の意味で誤った印象である。一つはカナダがフランスの植民地として出発した事実（ニュー・フランス）があり、フランス系の人々はカトリック教徒としての信仰や文化を長い期間、守ってきた。カナダに占めるケベック州の人口は歴史的に見ると約三分の一（ただし近年では四分の一程度へと減少している）占めてきたが、この存在こそがカトリック教徒の存在を確実にしていくと言えよう。表1からは過半数（フランス系に加え、イタリア系やアイルランド系もカトリック教徒が多い）には至らないが、一九九一年にはカトリック教徒の比率は四五・二%となつている。

第二の誤った印象という理由は、英語系カナダには多様なプロテスタントの宗派が存在することによる。つまり、「英語系カナダ＝イギリス国教会」という単純な区分にはならないためである。表1によれば、例えば連邦結成に近い時の

表1：宗派別人口の歴史的変動

宗教団体 国勢調査年 (%)	1891	1911	1931	1951	1971	1991
カトリック	41.6	39.4	41.3	44.7	47.3	45.7
ローマ教会	41.6	39.4	39.5	43.3	46.2	45.2
ウクライナ教会	—	—	1.8	1.4	1.1	0.5
プロテスタン系	56.5	55.9	54.4	50.9	44.4	36.5
合同教会①	—	—	19.5	20.5	17.5	11.5
アングリカン	13.7	14.5	15.8	14.7	11.8	8.1
長老派教会	15.9	15.6	8.4	5.6	4.0	2.4
ルーテル教会	1.4	3.2	3.8	3.2	3.3	2.4
バプティスト	6.4	5.3	4.3	3.7	3.1	2.5
その他	19.1	17.3	2.6	3.2	4.7	9.6
東方正教会	—	1.2	1.0	1.2	1.5	1.5
ユダヤ教	0.1	1.0	1.5	1.5	1.3	1.2
無宗教	—	0.4	0.2	0.4	4.3	12.4
その他②	1.8	2.0	1.6	1.4	1.2	2.8

—出典: *Canada Year Book*, 1994, Ottawa : Statistics Canada, 1993, p.123.

①1925年、メソジスト、会衆派、そして長老派の大半（約7割程度）がまとまり、合同教会を結成した。

②イスラム、ヒンズー、シーカー、仏教など。

データ（一八九一年の国勢調査）ではアングリカンは十三・七%に止まり、これは数字で見れば国民の八人のうち一人程度の割合となる。それ以外のプロテスタン系の宗派では長老派教会、バプティスト派、そしてメソジスト派などが存在していた。なお広大なカナダの国土において教会組織を維持し、信者の信仰を守るために、プロテスタン系の宗派（メソジスト派、会衆派、そして長老派教会の大半）は一九二五年に合併し、いわゆる合同教会を設立した。これにより、一九三一年以降の国勢調査ではこの合同教会がプロテスタンの中では最大の勢力を誇るようになってきた。ただし、長老派教会の一部は合同教会に加わらず、そのまま存続したメンバーも残った。

戦後の世俗化が進む一九七一年や一九九一年のデータを見ると、カトリック教徒の比率はさほど低下しないが、プロテスタン系の信者の比率は減少傾向にある。一九五一年には五〇・九%と過半数を超えていたが、一九九一年には三六・五%へと減少している。他方、世俗化した国民が増えたためか、無宗教と答えた国民は〇・四%（一九五一年）から十二・四%へと増加している。教育水準の向上や情報・通信手段の発達、そして都市化など「世俗化」を促進する要因は多数あろうが、カナダにおいてカトリックは現状維持、プロテスタン系は減少傾向、そして無宗教という層が次第に増加する、という一般的なトレンドを指摘することが可能である。

ところでイギリス国教会について、第二次世界大戦後に名称変更が起つたことに触れておこう。一般的にイギリス国内では「イギリス国教会」という名称を使い、イギリス以外の国や地域ではこの宗派については「聖公会」という名称が使われている。カナダでも「カナダのイギリス国教会」という名称が歴史的には使われてきたが、一九五五年、「カナダ聖公会」（Anglican Church of Canada）という名称へ変更する決定を行つた。⁽¹⁵⁾ 本論ではこの宗派を示す場合、イギリス国教会やカナダ聖公会という用語を使うが、場合により「アングリカン」という用語を使うこともある。しかし、三つとも同じ宗派を意味していることを強調しておきたい。

なお表1からは見えないが、重要なポイントを一つ言及しておこう。一九六〇年代以降、移民政策を転換したことにより、非白人、非キリスト教徒の移民が増加した変化が生まれている。具体的にはアジアやアフリカからの移民が増大し、シーカ教徒やイスラム教徒が都市部に集中する形で増大する傾向が見られるようになつてきた。キリスト教徒ではないこうした新しい移民や民族集団をどのように受け入れるか、そして彼らの信仰の自由をどうまで守ることができるか、多文化社会カナダの真価が問われるような課題が具体化しつつある。これについては別の論文にて論じる予定である。

2 公的な保護を得た特定の宗派

カナダにおいては米国において見られる政教分離、という考え方にはほとんど議論されることが無かつた。カナダでは連邦が結成される一八六七年まで、英國が統治する複数の植民地が存在し、それぞれの事情に合わせた制度や政治スタイルが生まれていた。例えばフランスの植民地（ニューフランス）としてスタートし、後に英國の攻撃を受けて英領植民地となつたケベックではカトリック教会の強い影響力が保持されてきた。ケベックを統治する際、英國政府はカトリック教会と手を結び、その権限や地位を認める政策を一七七四年の「ケベック法」において明確にした。いわばケベック法において、カトリックの信仰や教会の権利を認めることで、カトリック教会を通してカトリック系・フランス系住民については間接統治を行うことで英領植民地としての経営を目指したと言えよう。⁽¹⁴⁾ より具体的には教会の維持費や司祭の生活費にあてるための費用として十分の一税（tithes）をカトリック教会が徴収することを認めた。また大陸民法（フランス民法）の存続を認め、英國式の法律を強制しないことも定められた。領土については、ケベック植民地を以前より拡大することとし、特に西部に拡大することで、これがのちの十三植民地（アメリカ合衆国）の西部拡大の障害になることが明白となつた。

カトリック教会の権限はケベック法にて守られたが、例外的な事例が一つあり、それはイエズス会という修道会である。イエズス会が保持していた土地については植民地政府が没収し、また没収した資産は教育に当てるという決定を起こなつた。これは後日、「イエズス会財産補償法」（一八八八年）とよばれるケベック州議会が制定する法律により、イエズス会への経済的な補償が行われるが、イギリス系カナダ人からの強い反発を引き起すことになる。⁽¹⁵⁾

その後、ケベック植民地にはアメリカ独立革命に賛同しない人々（王党派と呼ばれる）が流入してきた。彼らは英國君主に忠誠を誓いつつも、英國本国には戻らず、十三植民地より北に存在していた複数の英領植民地（ケベックや東部

沿海部の植民地であるNS)に亡命するような形で移動した。その結果、ノヴァ・スコシア(NS)の植民地にも王党派の人々が流入し、NSを分割することになった。このNS西部がニュー・ランズウイック(NB)となり、一七八四年に分離して新しい植民地としてスタートした。

他方、ケベック植民地にも王党派の人々が流入し、定住することになった。王党派の人々にとり、受け皿となるケベック植民地はカトリック教会を軸とした制度が作られているので、英語系・プロテスタント系の人々にとり、いささか都合の悪い状況になっていた。そこで移住者たる王党派の特性を検討し、ケベック植民地を分割することになった。つまりケベック植民地の東部(ロワー・カナダ＝セントローレンス河の下流地域)にはフランス系の人々、そしてケベック植民地の西部(アッパー・カナダ＝セントローレンス河の上流地域)には英語系でプロテスタント系の住民が定住するという変化を考慮した統治の制度を導入する必要性が出てきたのである。約九万人におよぶと推定される後期王党派(一七九〇年代から一八一二年戦争までに到来した人々)はアッパー・カナダへ定住することになったが、多くはメソジストやバプティストにより占められていた。⁽¹⁶⁾

これについて、イギリス政府は単純にケベック植民地を二つに分割することでこうした変化に対応しようとした。これが一七九一年の立憲条例(あるいはカナダ法)である。この際、政治と宗教という点では興味深い対応がとられた。これはアッパー・カナダとロワー・カナダの双方において「聖職者保留地」と呼ばれるものが導入されたことである。一七七四年のケベック法はすでにカトリック教会の権利を尊重していたが、この立憲条例ではプロテスタント教会のために公有地の七分の一を確保し、経済的に支援する枠組みが定められた(第三六条)。加えてこの保留地から得られる利益、賃貸料、そして所得を教会の管理や牧師の給料に当てることも認められた(第二七条)。その後、大きな対立の争点となるのが、ここで言うプロテスタント教会である。すでにイギリス国教会以外のプロテスタント宗派が存在していた

が、聖職者保留地から得られる利益は、事実上、イギリス国教会が独占する、ということになつていた。その後、これに反対するプロテスタント諸派は改革を求め、事実上の公定宗教となつたイギリス国教会への批判を強めていった。

ところでアッパー・カナダにおける公定宗教という意味では、国教会は他の宗派に対し、経済的に排他的な特権だけを一七九一年の立憲条例により獲得したわけではない。一七九三年に制定された「婚姻法」によれば、婚姻の儀式を公式に執り行えるのは国教会の牧師に限定され、他のプロテスタントの関係者にはこれが許されないことになつた。加えて婚姻をしようとする場合、新郎か新婦のどちらかが住む近い地域内（正確には十八マイル以内）に国教会の牧師が住んでいない時に限り、「民事婚」（シヴィル・マリッジと呼ぶ）という宗教的儀式によらず、役人の前で挙式が行えるという規則が定められた。⁽¹⁸⁾ 加えて従軍牧師もプロテスタント諸派のなかから国教会の牧師だけが選ばれる、という規定を定めた。東部沿海部の英領植民地でも国教会を公定宗教として認める動きが続いた。例えばNSでは一七五八年、そしてNBでは一七八六年に各植民地議会が法律を制定してイギリス国教会を公定宗教として認めていた。⁽¹⁹⁾

3 英国とカナダにおける国教会の地位と権限

時間的に少し前後するが、英國における国教会の発展、そして国家との関係について触れてみたい。もしカナダが英國式の政治制度を北米において再現した国家であれば、英國における国教会の制度や仕組みも再現するものと考えられるからである。しかし、どの程度までカナダにおいて英國の制度が導入されたのだろうか。

英國の国教会の出発点は十六世紀の初頭、ヘンリー八世の離婚問題からイギリスはローマ教会から距離を置き、国王が教会と国家の主を兼ねるという独自の制度が生まれたことによる。この動きの背景には一般的には国王の離婚問題が強調されることが多いが、当時の国際政治の動向（ヘンリー八世はスペイン出身のキャサリン王妃と離縁することでフ

ラヌスとの接近を試みたとされる)なども要因として無視できないとされている。離婚問題を契機として、ヘンリー八世は次第にローマ教会との関係を断ち、独自の権限を確立していった。幾つかのそうした決定の後、一五三四年十一月、「国王至上法」を制定した。さらに修道院の解散や財産没収などを行い、改革を徹底したとされる。

しかしながら、ヘンリー八世の宗教改革はルター・カルバンたちとの宗教改革と異なり、教義の面ではカトリックと大きく変わらないという特徴があった。つまり、プロテスタントと言いながら、カトリック的な要素が残されていたわけである。もちろん、こうした批判に応えるためにも国教会の教義が検討されていった。またヘンリー八世以降の国王（女王）の交代（エドワード六世、マリア、エリザベス一世）に伴い、国教会の教義や儀式なども大きく揺れることも体験した。しかし、エリザベス一世が政権の座につき、国教会制度は安定し、教義も確立したとされる。例えば聖職者会議で「三九か条」が一五七二年に定められ、これが現在も認められている公式教義である。⁽²⁰⁾

ここでの筆者の関心は国教会の教義よりは、国家との関係にあるので、それに関する代表的なものを紹介したい。名誉革命後、イギリス政治は混乱に直面したが、国教徒の権利が基本的に優先され、カトリック教徒や非国教徒の権利が尊重されない枠組みが生まれてきた。例えば、「自治体法」（自治体の役職につく者は国王への忠誠、および国教会の聖餐を必要とする、一六六年）、「秘密集会法」（宗教的な集会を禁止するもの、一六六年）、「審査法」（非国教徒はすべての公職につくことができないと禁止したもの、一六七三年）などが制定された。他方、「宗教寛容法」（一六八九年）により信仰の自由が認められ、非国教徒たちを縛つてきた制約が取り払われることになった。⁽²¹⁾

国教会とイギリス国家の関係はどのように整理されるのだろうか。カナダのアングリカンの歴史的発展をまとめた C・ファヘイによれば、十八世紀の英國では次の四つが特徴としてあげられよう。

●国教会の指導的地位にある聖職者は貴族院議員に任命される

●審査法と自治体法により、国教徒以外の信者はすべての公職から排除された

●オックスフォード大学とケンブリッジ大学は国教会の影響に置かれた

●すべての国民は国教会を支えるための「十分の一税」を支払う

北米の英領植民地は英國本国の監督下にあり、総督（ないしは副総督）という上級官吏が置かれていた。しかしながら、植民地の住民の意向を反映させるような制度も置かれていた。現代式の民主的な制度とは異なるが、一定の限度の中で住民自治を可能にするような制度になっていた。具体的には総督とともに植民地の政府を構成する「行政評議会」、また英國の上院に該当する保守的な議会である「立法評議会」が植民地政府の中核であった。二つの評議会はともに任命制であり、保守的なエリートが支配層を形成した。他方、あまり強い権限は与えられていなかつたが、住民の選挙による「立法議会」も設置されていた。こうした議会の制度は東部沿海部の英領植民地、そしてロワー・カナダやアッパー・カナダにおいても導入されていた制度であつた。⁽²³⁾

ここで先に見たように国教会の聖職者が北アメリカの英領植民地政府の支配層の一部を構成していく。⁽²⁴⁾ 具体的には任命制のため、立法評議会のメンバーとなり、聖職者たちが保守的な政治の維持に務めていく。また東部沿海部の三つの植民地政府は一七五八年（N.S.）、一七八六年（N.B.）、そして一八〇三年（プリンス・エドワード島、以下P.E.I.と略）においては国教会を公定宗教と定めた法律を議会にて制定している。公定宗教を定めた一七五八年のN.S法によれば、N.Sにおいてもイギリスの国教会の儀式や聖餐が尊重されることを規定しつつ、同時に他のプロテスタント教徒（カルバン派、ルター派、クエーカー教徒など）の良心の自由や教会を建設する自由も認められることになった。他方ではカトリック教徒は一定の期限までにN.Sから立ち退く（追放を意味する）ことを求めている。英國本国においては、カトリック教徒の権利が一八二九年まで著しく制約されていていたこと（カトリック解放令）を考えれば、北米の英領植民地の

NSでも本国と同様な制約を課していたとしても不思議はないと思われる。⁽²⁵⁾

政治的な指導者たちと結びついた国教会の上位聖職者たちは、のちにアッパー・カナダとロワー・カナダの支配層の一部を形成するほどになつた。この支配層がアッパー・カナダでは「門闕同盟」（英語では「ファミリー・コンパクト」と表記される）と呼ばれる排他的な集団となり、一般住民の要望については受け入れず、現状維持的な政策を維持した。ロワー・カナダでも同じような支配層が存在し、一般住民の反感も強くなつていた。⁽²⁶⁾

4 カナダにおける国教会の後退

その後、住民の意見を部分的ながら反映できる議会制度が存在していたとしても、事実上、特定の勢力が政治的な決定権を持つことに対する反乱事件が発生した。この反乱はすぐに英國政府当局により鎮圧されたが、何らかの前向きの対策が必要であった。英國政府は當時、リベラルな政治家として知られていたダラム伯爵を急遽、総督に任命して現地情勢を探らせようとした。ダラム伯爵の任期は短かつたが、有名な調査報告書をまとめている（英國議会への提出は一八三九年二月）。この報告書では一定の民主化（責任政府の導入）が必要なこと、そしてフランス系カナダ人の自立よりは同化政策が望まれること、そして二つのカナダを再び統合することなどが提案された。その結果、両カナダは一八四〇年の「連合法」により統一され、再びイギリス系カナダとフランス系カナダの共存を目指す試みが開始された。⁽²⁷⁾

民主化については、政治的・経済的エリートが国教会と協力していたので、聖職者保留地に見られる排他的な権限を廃止する方向で改革が進められた。つまり聖職者保留地から得られる利益を他のプロテスタント諸派にも配分するという方法である。しかし、T・マーフィーによれば、配分方法は必ずしも公平ではなかつたとされる。例えば、国教会派

の宗派人口はアップバー・カナダの二〇%前後に過ぎないが、聖職者保留地などから手にした金額は四二%前後となり、他の宗派には十分な配分額にならなかつたとされる。⁽²⁸⁾

これは連合カナダの創設にあたり、イングリカンを優遇する制度については、中途半端な改革が行われたと理解できよう。その後、連合カナダ政府内部では、保守派と改革派、そして英語系とフランス系というようにイデオロギーや言語、そして宗教面で分断や対立が表面化していく。また入植者にとり、開拓を勧める上で聖職者保留地は大きな障害となつていて、この点で宗派間の対立（国教会に対抗する他の宗派）に止まらず、開拓を進める上で、聖職者保留地が対立の原因となつていたのである。こうして、民主化の進展とともに聖職者保留地が一八五四年には全面的に廃止され、最終的にこの問題にピリオドが打たれた。また東カナダ（ロワー・カナダ）では、旧来の莊園制度が農民にとり発展の障害になつていたので、同時にこれも廃止されることになった。⁽²⁹⁾ この一八五四年の決定は、米国で見られたような政教分離ではないが、公権力が特定の宗派と関係を持たない、というカナダ政治における重要な原則がここで確立したと言えよう。

また制度上、植民地政府の公定宗教になつていた国教会は次第にその特権的な立場を弱めていった。アラン・L・ヘイズの研究に従えば、その後退は次のようにまとめられる。⁽³⁰⁾

● カナダにおけるイングリカンの聖職者には、行政評議会・立法評議会において議席が付与されていた。しかしこのイングリカンの聖職者への指定席が次第に廃止されていった。具体的にはロワー・カナダでは一八三七年、アップバーナダでは一八四一年、NSでは一八五一年、NBでは一八六五年に廃止された。

● 法律による国教会の「公定化」の廃止。NSでは一八五一年、NBでは一八六四年、プリンス・エドワード島では一八七九年に法律を制定して公的な認知は廃止された。

●一八三〇年代以降、婚姻の儀式を執り行うことは国教会以外の聖職者にも可能となる。

●国教会が設立した大学への補助金の廃止（無宗派の公立大学への転換）。一八四九年には国教会が設立したキングス・カレッジをトロント大学へ改組。一八五四年にはモントリオールにあるマギル大学は国教会との関係を断つた。

一八五九年にはNBのフレデリクトンにあるキングス・カレッジを無宗派のニュー・ブランズウィック大学へ転換した。

大学に関して見れば、十九世紀中期には国教会以外の宗派もそれぞれ設置しており、国教会が独占できる状態にはなかつたことが重要であろう。例えば一八四一年、メソジスト派がヴィクトリア・カレッジ（当初はコボーグに設置されたが後にトロントへ移転、一八九〇年にはトロント大学の傘下に入る）、一八四二年には長老派教会はキングストンという町にクイーンズ・カレッジ、カトリックはセント・マイケル・カレッジ（一八八一年にはトロント大学の傘下に入る）を一八五二年にそれぞれ設立した。学位授与の認可や公的援助など大学間での格差が出てくると大きな問題になるが、一八四九年にキングス・カレッジはトロント大学と改称され、無宗派の公立大学と転換した。いわば宗派間の対立を超えて（あるいは国教会の特権を廃止して）、高等教育を推進する体制が整備されていくのである。

IV 教育制度と宗教

1 連邦結成時における国家と宗教の関係

連合カナダと二つの東部沿海州がまとまって一八六七年にカナダ連邦が結成された。連合カナダはオンタリオ（西カナダ）とケベック（東カナダ）という二つの有力な州としてそれぞれ活動を開始した。その後、カナダ連邦には、西部からマニトバ州（連邦加盟年は一八七〇年）、太平洋岸のブリティッシュ・コロンビア（一八七一年）、東部沿海部からの州としてプリンス・エドワード島（一八七三年）、平原部からアルバータとサスカチュワン（それぞれ一九〇五年）、そして最後の州として東部沿海部のニューファンドランドが一九四九年に加入していった。

新しい連邦国家の憲法として、英領北アメリカ法（BNA法）が一八六七年七月一日に発効した。この憲法は連邦制度のアウトラインを定めたものであり、改正手続きや国民の権利などが明示されていない、という基本的な問題を抱えたものであった。後にこうした問題を解決して、より近代的な憲法が一九八二年に生まれている。憲法原理としては英式のルールがカナダにも適用されるが、成文憲法としては英領北アメリカ法と一九八二年憲法の一いつになる。

BNA法において、宗教はどのように位置づけられたのだろうか。カナダ憲法を論じるうえで、もつとも重要な事柄は連邦政府と州政府の権限をBNA法において明記したことである。第91条では連邦議会の権限、そして第92条では州議会の権限を定めた。例外として連邦と州の双方が権限を持つ領域（移民や農業）もあるが、基本はどちらかの政府が他方の政府に対して排他的な権限行使をすることができる、という配置とした。連邦結成以来、政府の活動領域が拡大し、19世紀的な「夜警国家」から20世紀型の「福祉国家」への転換がカナダでも起こるので、実際には二つのレベルの

政府が調整を重ねながら権限領域を拡大してきた。ここではこうした歴史的変化に触れる余裕はないが、カナダ連邦における政策調整は依然として BNA 法に明記されたそれぞれの権限を尊重してきたことは明らかである。

宗教に関しては連邦政府か州政府のどちらかが管轄するかどうかについては、いささか不透明なままスタートした。⁽³¹⁾ BNA 法の第 91 条 26 項において、連邦議会に婚姻と離婚に関する権限を認めたが、同時に州議会には婚姻儀式をどのように認めるかの権限（第 92 条 12 項）を与えた。婚姻や離婚については連邦政府が全国一律のルールを適用するが、「婚姻を成立させるために必要な届出や結婚式のあり方については州法による」と決定した。⁽³²⁾ 結婚式などは宗教的な色彩の強い行事であり、ここで宗教や宗派の独自性が顔を出すことになる。

刑法に関しては連邦議会の権限とし、かりに宗教に関する犯罪が発生しても州議会ではなく、連邦議会が対応することになる。他方、直接的に宗教に触れる事項ではないが、病院や救護施設、あるいは慈善事業は州政府の管轄とした（第 92 条 7 項）。連邦結成当時、こうした領域は自治体や州政府でも最低限の事業やサービスを提供するに止まり、事實上は教会や宗教団体が担っていた。

BNA 法の第 93 条は教育に関する権限を定めていた。⁽³³⁾ 基本的には教育を州政府の権限としたが、オンタリオとケベックにおいては、公教育をこれまで担ってきたのは自治体政府ではなく、教会であつた。歴史的な理由により、カトリック教会やプロテスタント教会が自治体に代わり、公的教育を担当してきた。ところでオンタリオとケベックでは宗派人団が対照的であった。一八七一年の国勢調査に従えば、オンタリオでは英語系のプロテスタントが多数派（七六・二%）を構成するが、仏語系のカトリック教徒が少数派（十六・九%）を構成していた。反対にケベックでは仏語系のカトリック教徒が多数派（八五・六%）を構成し、英語系のプロテスタントが少数派（十二・七%）を構成していた。仮に教育の権限をすべて州政府に委ねてしまふと、場合によつては多数派が少数派の教育を圧迫し、損なう危険性も予想され

た。そこで第93条によれば、教育は州政府の権限としたが、それは一定の条件のもとで認める、というユニークな設定とした。つまり、二つの州において存在していた宗派教育の制度が維持されるようにし、かりにこれが損なわれるような場合には連邦政府に救済を求めることができ（第93条3項）、さらに連邦政府は州に対して改善を求めることが出来る（第93条4項）、という安全装置を用意したことになる。オンタリオとケベックではこの第93条（3項と4項）が発動されるような歴史的事件は起きなかつたが、西部のマニトバ州ではカトリック系の宗派教育制度が廃止される事件が一八九〇年に起つて、大きな問題となつた。

先に触れた「イエズス会財産補償法」について言及しておこう。ニュー・フランスが英國の統治に置かれた際、広大な土地を保有していたイエズス会は英國政府により解散を余儀なくされた。さらにその財産や土地は当局により没収される（ただし財産から得られる收入は教育のために支出する）という事件が起きていた。のちにローマ教皇の判断により、カナダにおけるイエズス会の復活が一八四二年に決まり、次第に存在感を強める方向にむかつた。こうした中、一八八八年、ケベック州議会はイエズス会の土地を英國政府が没収したことについて金錢的な補償を盛り込んだ法律（イエズス会財産補償法）を制定させた。具体的にはイエズス会には十六万ドルの補償金を支払うが、かつての土地や財産の所有権は放棄されることになる。さらにケベック州では有力大学の一つであるラバル大学（カトリック系）には十四万ドルを与え、教育・研究の発展に資するようにした。加えてカトリックの監督管区には十万ドル、最後にプロテスタント系の高等教育機関へ六万ドルを寄付するということでバランスをとるようにした。この配分については、当時のローマ教皇に意見を求めたとされる。オンタリオ州の英語系カナダ人にはすれば、これはカナダやケベックの内政に対するローマ教皇の干渉と考えられ、反発が強くなつた。英語系のナショナリストの集団が結成され、反ケベック、反カトリックの声がカナダ国内で拡大していくという結果につながつた。³⁴

ケベック州、とくにモントリオールではプロテスタント系学校とカトリック系学校というように教育制度が整備された。ただし、カトリック系の学校にはフランス系だけでなく、アイルランドからの移民の児童・生徒が通学するようになり、宗教では同じでも言語面では（仏語に加え）英語を教授言語とする複雑な状況が生まれていた。他方、プロテスタント系の学校は英語をおもな教授言語とし、イギリス系カナダ人の児童・生徒に止まらず、移民の子供たちも通学するという性格を有したとされる。オンタリオ州では大半の児童・生徒は公立学校へ通い、少数派のカトリック教徒の児童・生徒むけの学校が整備され、これらには公費にて運営・維持されることになった。

2 憲法改正と教育制度の再編

一九九〇年代に入ると、ケベックにおいては財政コストの節約もあり、これまでの宗派別の学校ではなく、英語と仏語という言語別の学校制度へと大きく転換した。具体的には一九九九年に憲法改正を行い、BNA法の第93条をケベックに適用しない（つまりオンタリオ州にだけその後は適用される）という転換となつた。宗派間の共存を目指した第93条は時代の変化や要請を受けて、変化したという事例である。

ところで第93条は宗派教育の制度が発達していたオンタリオとケベックにおいて適用されたが、その他の州においてはケースバイケースの適用がなされた。たとえば教会などによる宗派教育がなかつたBC州では一八七〇年の連邦加入時、宗教とは無関係な公立学校制度が採用された。他方、宗派教育の影響が弱い東部沿海部の州では非公式に宗派教育の制度が導入されていた。通常の授業は無宗教の公立学校で実施されるが、土曜日の午後に教会主導の宗派教育が限定的に実施される、というパターンである。平原部にあるアルバータやサスカチュワンにおいては、フランス系カナダ人やカトリック教徒の人口は少ないが、オンタリオやケベックのような宗派教育が公的に実施されてきた。⁽³⁵⁾ この二つの州

は北西準州の一部を切り取る形で一九〇五年にカナダ連邦に入する形式をとった。北西準州においてはすでに宗派教育が認められ、実施されてきたということになる。二つの州においては連邦議会が制定した法律（アルバータ法、サスカチュワーン法）が事实上は州の憲法としての役割を担い、基本的な枠組みが定められた。宗派教育については、アルバータ法でもサスカチュワーン法でもほぼ同じ内容の条文（それぞれ第17条）により、規定された。

東部沿海部の州のひとつであるニューファンドランドは一九四九年にカナダ連邦に入したが、教育制度は他の州とかなり異なる独自なものであった。まず同州が連邦に加入する際、加入後の取り扱いなどを事前に連邦政府と交渉して条件などをまとめた「連邦加入条約」を整備した。教育については、歴史的に自治体に代わり宗派が提供してきたという事情を尊重し、連邦加入後もそうした宗派ごとの教育制度が維持されることになった。具体的にはカトリックとプロテスタン系宗派（国教会、長老派、救世軍など）がそれぞれ教育を提供するというものであった。しかし、学校規模が小さいことや予算が必ずしも十分でないことから、宗派別に分断された教育制度を維持することについての批判的な声が高まってきた。そこで無宗派の公立学校へと転換することについての是非を問う住民投票が一九九七年九月に実施され、賛成多数でこれが承認された。同州の宗派教育もBNA法の第九三三条と同じように憲法で保証された規定だつたため、憲法改正の手続きを取り、一九九八年一月には改正手続きが完了した。⁽³⁶⁾

V 結論

カナダにおける国家（政治）と宗教の関係はイギリス型でもないし、またアメリカ型でもないという点で独自なカナダ型と呼ばれるという結論になろう。イギリス型では国教会と国家が密接に関係し、（非国教徒たちにも）信仰の自由は保障されているが、国教会の特別な地位を認めるというタイプである。国教会の特別な地位については、すでにファーマーの要約のところで指摘したが、青柳かおりに従えば、次の点も加えるべきであろう。⁽³⁷⁾

●君主は国教会の最高統治者であり、首相の助言に基づき大主教、主教、補佐主教、主席司祭を任命する。

●国教会聖職者たちは君主への忠誠を誓う。

●国教会は戴冠式、君主と王位繼承者の結婚式、葬式などを執り行う責務を担う。

他方、アメリカ型では憲法の規定に従い、政府は特定の宗教と関係を結ばないこと、そして政府や公権力は国民の信仰の自由を保障する、という二つの要因を尊重するタイプになろう。もしここでカナダ型という分類が許されるのであれば、次の特徴を指摘できよう。

●ケベック州においては、カトリック教会が事実上の公定教会として位置づけられ、その権限は他の宗教に対しても排他的なものとなつてきた。

●ケベック以外で英語系カナダ人が多数を占める州においては、プロテスタント系の複数の宗派が混在し、英國のような意味での公定宗教は存在しなかつた。しかし、国教会だけを優遇するような仕組み（聖職者保留地など）がアッパー・カナダとロワー・カナダにおいて一七九一年の立憲条例により導入された。また高等教育を優遇したり、

婚姻儀式を国教会関係者が独占する付隨的な特権も認められた。

●しかし民主化の高まりを受けて、一八五四年には聖職者保留地を廃止し、国教会を優遇した制度は次第に消えていく運命を辿った。

●教育に関しては連邦結成時にカトリックとプロテスタントの共存を図るという目的のもとで独自な「宗派教育」の制度がオンタリオとケベックにおいて定着した。ただし、宗派教育の必要性や教会勢力の有無に左右され、オンタリオとケベック以外の州では宗派教育が無いところ（B.C.州）から非公式に存在するところ（東部沿海州）、そしてオンタリオとケベックとほぼ同じ制度を確立したところ（アルバータとサスカチュワン）というように多様性に富んでいる。マニトバ州のようにかつては宗派教育が存在していたが、英語系・プロテスタント系の圧力により、廃止された事例もある。

ところでカナダにおける国教会はなぜ優位な地位を保つことができなかつたのだろうか。筆者なりの考察をまとめてみたい。第一の要因は国教徒の人口数が少なく、カナダの国民宗教とならなかつたことである。表1では連邦結成後の宗派別人口を紹介したが、他のプロテスタント系の宗派人口も多く、圧倒的な優位には立つていない。連邦結成以前のデータ（西カナダに限定）によれば、一八五一年ではアングリカンが二八・五%，メソジストが二七・一%，長老派が二六%と三つがほぼ拮抗した状況になつていた。十年後の一八六一年データでアングリカンが二六・四%，メソジストが二九・七%，長老派が二五・七%となり、アングリカンが微減という数字になつている。⁽³⁸⁾

第二の要因としては、西カナダにおける民主化運動の影響をあげることができよう。西カナダではアングリカンが少數派ながら政治エリートと結び、「家族盟約」とよばれる支配層を構成していくことはすでに述べたところである。この

支配層への反対運動が一八三七年に発生し、これに英國本国も民主化や責任政府の実現（一八四八年）という方向で対応した。その結果、連合カナダ政府の決断により、アングリカンの特権を象徴する「聖職者保留地」が一八五四年に廃止されている。西カナダの住民、アングリカン以外のプロテスタント系宗派の要求、そして本国政府の決定という要因が重なり、アングリカンは特権的な地位を次第に失うことになった。

第三の要因は広大なカナダにおいて連邦制度が採用されたことであろう。英國本国では君主と国教会が密接に結び合ひ、長い歴史的な関係が続いた。国としては単一国家であるイングランドにおいて、特別な関係が生まれてきた。他方、カナダは人口数も少ない上、植民地（のちに州へ）においてそれぞれ教会勢力と政府の関係が構築されてきた。一八六七年に結成された連邦政府は、当時の社会生活に関するて言えば、実態のない存在からスタートしている。したがつて連邦レベルでは政治と宗教の関係を新しく特別に規定しようとしても、規定できない状況に置かれていたと思われる。連邦政府が英國の政治制度や政治文化を引き継いだとしても、アングリカンが入り込む余地はあまり残されていなかつたと言えよう。

最後のまとめとして、一九八二年憲法の成立により、カナダも憲法の条文として明確な信仰の自由が定められた。このため、カナダがアメリカ型に向かう可能性もあり、今後の関心を向けたいところである。多文化主義と信仰の自由に関する議論については別の機会を見つけてまとめてみたいと考えている。

●本論文は科学研究費補助金（基盤研究B、日米における政経分離の起源と展開、課題番号21330032）による研究成果の一部である。

- (一) 加藤普章、「カナダ連邦政治」、東京大学出版会、1990年。
- (2) 加藤普章、「多元国家カナダの実験」、未来社、1990年。加藤普章、「協調と対立の構図—英系カナダと仏系カナダの関係とカナダ政治」、「法學研究」、第67巻12号、1994年、179-180頁。加藤普章、「カナダの多文化主義—言語と宗教をめぐる多元性と歴史的展開」、油井大三郎・遠藤泰生編、「多文化主義のアメリカ」、東京大学出版会、1999年、119-151頁。加藤普章、「多元的な国家の課題」、田中浩編、「ナンパナリズムとデモクラシー」（現代世界—その思想と歴史②）、未来社、1990年、101-111頁。
- (3) 大西直樹・千葉眞編、「歴史のなかの政教分離」、彩流社、1996年。森孝一編、「アメリカと宗教」、日本国際問題研究所、1999年。M.A.ノール、赤木昭夫訳、「神と人種—アメリカ政治を動かすもの」、岩波書店、1990年。
- C.E. Haupt, *Religion - State Relations in the United States and Germany*, Cambridge:Cambridge University Press, 2012.
- (4) 加藤普章、「カナダ連邦政治」、第3章（カナダの連邦形成と憲法制度）。成文憲法の制定を強く希望した憲法学者であり、後に連邦首相（1968年から1984年まで就任）となるルルードーの著作は当時の雰囲気を伝えるものとして参考になる。R.E.ルルードー、田中浩・加藤普章訳、「連邦主義の思想と構造—ルルードーのカナダの政治主義」、御茶の水房、1991年。
- (5) R. Gibbins, *Conflict and Unity: An Introduction to Canadian Political Life*, Toronto:Methuen, 1985.
- (6) W. Metcalfe, ed., *Understanding Canada:A Multidisciplinary Introduction to Canadian Studies*, New York:New York University Press, 1982.
- (7) C. Dan, ed., *Canadian Political Debates:Opposing Views on Issues that Divide Canadians*, Toronto:McClelland and Stewart, 1995.
- (8) T. Murphy and R. Perin, eds. *A Concise History of Christianity in Canada*, Don Mills: Oxford University Press, 1996.
- (9) M.H. Ogilvie, *Religious Institutions and the Law in Canada*, Second edition, Toronto:Irwin Law, 2003.
- (10) Lori G. Beaman, ed., *Religion and Canadian Society:Traditions, Transitions, And Innovations*, Toronto:Canadian Scholars' Press, 2006.
- (11) R. Moon, ed., *Law and Religious Pluralism in Canada*, Vancouver:University of British Columbia Press, 2008.

- (12) 富井幸雄、「カナダ憲法と世俗主義—宗教、教育、国家（1）」、「法学専門雑誌」、第49巻第1号、1100八年七月、1101—1111頁。富井幸雄、「カナダ憲法と世俗主義—宗教、教育、国家（1・完）」、「法学専門雑誌」、第49巻第2号、1100九年一月、1111—1151頁。富井幸雄、「カナダにおける信教の自由」、「法学専門雑誌」、第48巻第2号、1100七年一月、118—111—1頁。
- (13) 名称変更については、カナダ聖公会の公式サイトから確認した。サイトへのアクセスは11011年九月一日。["A Brief History"](http://www.anglican.ca/about/history), www.anglican.ca/about/history.
- (14) G. Chausse, "French Canada from the Conquest to 1840", in Murphy and Perin, eds., *A Concise History of Christianity in Canada*, pp.70—75。木野達介、「ケベック法」、日本カナダ学会編、『史料が語るカナダ』、有斐閣、1100六年、111—1111頁。
- (15) "Jesuit Estates", *Encyclopedia Canadiana*, Vol. 5, Toronto:Grollier, 1975, pp. 348—349.
- (16) 木野達介、「[イ]詔勅の到来と植民地の醜態」、「史実が語るカナダ」、1111—11111頁。C. Fahey, *In His Name: Anglican Experience in Upper Canada, 1791—1854*, Ottawa:Carleton University Press, 1991, p.12.
- (17) T. Murphy, "The English-Speaking Colonies to 1854", in Murphy and Perin, eds., *A Concise History of Christianity in Canada*, p. 126。→ M. S. ニューベ、清水博・大原祐子訳、「カナダの歴史—大地・民族・国様」、1978年、11111頁。
- (18) Fahey, *In His Name* p.9; G. A. Rawlyk, ed., *The Canadian Protestant Experience 1760—1990*, Montreal: McGill-Queen's University Press, 1990, p. 17.
- (19) Murphy, "The English-Speaking Colonies to 1854", in Murphy and Perin, eds., *A Concise History of Christianity in Canada*, pp.186—187.
- (20) 塚田理、「イギリスの宗教」、教文館、1100四年、第一章。
- (21) 浜林正夫、「イギリス宗教史」、大月書店、一九八七年、1711—180頁。
- (22) Fahey, *In His Name*, p.2.齊藤真による簡潔なまとめに従えば次のようになる。「カトリック修道院の解散、その財産の没収、英語訳聖書の使用、教会の首長(Head)、後に統治者(Governor)としての国王・女王の地位などによる、公定教(宗制)がほぼ確立された」。「政治構造と政教分離—イギリスへ複合→帝国とアメリカ諸植民地」、大西直樹・千葉眞編、

『歴史の中の政教分離』、一五〇頁。

- (23) W.S. Wallace, "Constitutional History", *Encyclopedia Canadiana*, Vol. 3, Toronto:Grobier, 1975, pp.72-85.

(24) ↗・Σ・σ・κ・λ・β・『カナダの歴史—大地・民族・国家』、一九九〇年。

(25) "An Act for the Establishment of Religious Worship in this Province, and for Suppressing Popery", in Hayes, *Anglicans in Canada*, Document 9 (Sections I-III of Nova Scotia Act of 1758), リンカーンカウントリー。Alan L. Hayes, *Anglicans in Canada:Controversies and Identity in Historical Perspective*, Chicago:University of Illinois Press, 2004, pp. 225-226.

(26) Wendy Fletcher, "Canadian Anglicanism and Ethnicity", in P. Bramadat and D. Seljak, eds., *Christianity and Ethnicity in Canada*, Toronto:University of Toronto Press, 2008, p.142.

(27) 署三類六「カナダ歴史」『宗教が語るカナダ』、四〇-四一頁。

(28) Murphy, "The English-Speaking Colonies to 1854", in Murphy and Perin, eds., *A Concise History of Christianity in Canada*, p.184.

(29) 大原裕子,『カナダ歴史』、三三五頁、一九八一年、四二一頁。

(30) Hayes, *Anglicans in Canada*, pp. 66-67.

(31) Ogilvie, *Religious Institutions and the Law in Canada*, Chapter 4 (Constitutional Fundamentals).

(32) 坂謙四郎,「カナダの歴史と法律」、正長カナダ新報編,『カナダの歴史と法律』、柳澤謹一、一〇〇九年、一〇一頁。

(33) Ogilvie, *Religious Institutions and the Law in Canada*, Chapter 10 (Education). 小林豊子,「教義と憲法」、教育の歴史と制度と倫理問題、『宗教と語るカナダ』、一〇四一頁。

(34) "Jesuit Estates", *Encyclopedia Canadiana*, Vol.5, Toronto:Grolier, 1975, pp.348-349 木村和男編,『カナダ史』、三三五頁社、一九九九年、一〇一頁-一〇二頁。

(35) Ogilvie, *Religious Institutions and the Law in Canada*, pp.335-340.

(36) "Government-funded Religious Schools in Canada: Newfoundland", ジュネオバのチャーチから入った。トクヤベヌー、一〇一一年二月十九日。www.religioustolerance.org/relschnif.htm.

(37) 青柳かねこ,『カナダの歴史』、講談社、一〇〇八年、九頁。

(38) Michael Gauvreau, "Protestantism Transformed:Personal Piety and The Evangelical Social Vision, 1815-1867", in Rawlyk,

The Canadian Protestant Experience 1760—1990, p.66.

補記 連合カナダを構成する単位について——一八四〇年に連合カナダ法が発効し、二つのカナダ（アッパー・カナダ、ロワー・カナダ）が統一された。その後、アッパー・カナダは「西カナダ」、そしてロワー・カナダは「東カナダ」と名称を変更した。一八六七年には、西カナダは「オンタリオ州」として東カナダは「ケベック州」として連邦結成に加わった。